

## 介護職員初任者研修講師要件チェック表

(平成27年4月1日以降開講される研修講師)

責任者	要件	資格								備考
		1 教授等	2 専任教員等	3 介護福祉士	4 社会福祉士	5 医師	6 看護師等	7 理学療法士等	8 行政職員	
	必要実務経験 ・に 講 問	義する 研 修 授 科 業 目 に ・ 講 問	義する 研 修 授 科 業 目 に ・ 講 問	介 護 業 務	相 談 援 助 業 務	医 師 業 務	看 護 業 務	シ リ ハ ン ビ リ テ ー ト 業 務	す 研 修 業 科 目 に ・ 講 問	要領P.6参照
責任者	要件	○=実務経験3年以上(資格取得後) △=実務経験1年以上(資格取得後)								
課程編成責任者		△	○	○						実習責任者と兼務可
実習責任者		△	○	○						実習指導責任者と兼務不可
実習指導責任者		△	○	○						実習責任者と兼務不可
講師要件		○=実務経験3年以上(資格取得後) △=実務経験1年以上(資格取得後)								
		★現職又は離職後3年以内の者が望ましい								
		※1:福祉サービス業務担当者 ※2:権利擁護業務担当者								
1 職務の理解	1.多様なサービスの理解	△	○	○	○				○※1	
	2.介護職の仕事内容や働く現場の理解	△	○	○	○				○※1	
2 介護における尊厳の保持・自立支援	1.人権と尊厳を支える介護	△	○	○					○※2	
	2.自立に向けた介護	△	○	○					○※2	
3 介護の基本	1.介護職の役割、専門性と他職種との連携	△	○	○						
	2.介護職の職業倫理	△	○	○						
	3.介護における安全の確保とリスクマネジメント	△	○	○						
	4.介護職の安全	△	○	○						
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	1.介護保険制度	△	○	○	○				○	
	2.医療との連携とりハビリテーション	△	○			△	○	○		
	3.障害者自立支援制度及びその他制度	△	○	○	○				○	
5 介護におけるコミュニケーション技術	1.介護におけるコミュニケーション	△	○	○						
	2.介護におけるチームのコミュニケーション	△	○	○						
6 老化の理解	1.老化に伴うこころとからだの変化と日常	△	○	○		△	○			
	2.高齢者と健康	△	○	○		△	○			
7 認知症の理解	1.認知症を取り巻く状況	△	○	○						
	2.医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	△	○			△	○			
	3.認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	△	○	○						
	4.家族への支援	△	○	○						
8 障害の理解	1.障害の基礎的理	△	○	○						
	2.障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的理	△	○			△	○			
	3.家族の心理、かかり支援の理	△	○	○						
9 こことからだのしくみと生活支援技術	1.介護の基本的な考え方	△	○	○	○					
<I.基本知識の学習>	2.介護に関するこことからだのしくみの基礎的理	△	○	○	○					
	3.介護に関するからだのしくみの基礎的理	△	○	○	○					
	4.生活と家事	△	○	○	○					
	5.快適な居住環境整備と介護	△	○	○	○			○		
	6.整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	△	○	○	○					
	7.移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	△	○	○	○			○		
	8.食事に関連したこころとからだの仕組みと自立に向けた介護	△	○	○	○					
	9.入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	△	○	○	○					
	10.排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	△	○	○	○					
	11.睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	△	○	○	○					
	12.死にゆく人に関するこころとからだのしくみと終末期介護	△	○	○	○					
<II.生活支援技術の学習>	13.介護過程の基礎知識	△	○	○	○					
	14.総合生活支援技術演習	△	○	○	○					
科目試験(筆記・口答)	筆記・口答	△	○	○	○					
科目試験(実技)	実技	△	○	○	○					
10 振り返り	1.振り返り	△	○	○	○					
	2.就業への備えと研修修了後における継続的な研修	△	○	○	○					
修了試験	筆記	△	○	○	○	△	○	○	○	

実務経験年数等について

◆「講師・実習指導責任者等用件認証書」において、要件に関する勤務期間の始期～終期までを計算する。(日)にちかはつきりしないものについては始期の翌月～終期の前月) H20年4月～H24年4月 ⇒ H20/5/1～H22/3/31 ⇒ 3年11ヶ月

◆終期が「現在」とあるものは、H20年4月～現在 ⇒ H20/5/1～申請日の前月(末日であれば当月も含む)

※当該研修開始日までに要件を満たしていること

◆以上の計算をもとに年数を確認し、「年数等欄」に「〇年〇か月」又は「〇年以上」と記載する。